

東京都食品安全推進計画 次期計画における取組の方向性

資料 3

現 行 計 画			次 期 計 画		
No	施策名 (所管)	概 要	No	施策名 (所管)	取組の方向性
1	東京都工コ農産物認証制度の推進 (産業労働局)	安全・安心で環境に配慮した農産物の生産を振興するため、化学合成農薬と化学肥料を削減して生産された農産物を認証するとともに農薬の残留検査も行い、都民に広く情報提供する。	1	東京都工コ農産物認証制度の推進 (産業労働局)	化学合成農薬等を削減し、生産された農産物を認証する制度を普及する。
(新規)			2	東京都GAP認証制度の推進 (産業労働局)	東京2020組織委員会の調達基準を満たし、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するとともに東京農業の特徴を反映した「東京都GAP」認証の取得を普及する。
2	国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店や食品製造施設などの食品関係施設で行われている衛生管理について、都が定める基準を満たした施設を申請に基づき認証し、これを広く都民に公表する。 ・本制度のより一層の普及に向け、衛生管理向上の取組の初期段階から段階的に評価し継続的な取組を推進する新たな仕組みの活用を図る。 ・食中毒発生時におけるリスクの大きさを考慮し、重点的に認証取得を進める分野を設定することにより、計画的に認証の取得を推進する。 	3	HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生自主管理認証制度は、多くの事業者の協力の下、HACCPの考え方に沿った衛生管理の普及に一定の役割を果たしてきた。HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、認証制度を終了することとした。事業の実施によって蓄積されたノウハウ等を生かし、引き続きHACCPに沿った衛生管理を推進していく。
3	国際基準であるHACCP導入支援 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCP（ハサップ）システムを法的に位置付けた制度である「総合衛生管理製造過程」の承認を目指す施設への技術的支援を行う。 ・承認施設に対し、HACCPシステムが適切・確実に行われるよう外部検証を実施する。 ・「HACCP導入型基準」について、事業者への周知や技術的支援を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法の改正により、制度化された「HACCPに沿った衛生管理」を事業者が円滑に導入し、定着させられるよう技術的支援及び検証を行う。

現 行 計 画			次 期 計 画		
No	施策名 (所管)	概 要	No	施策名 (所管)	取組の方向性
(新規)			4	多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進 (福祉保健局)	・福祉を目的とした食事提供など、食品衛生法の営業許可対象外となる事業主体等に対するガイドラインを作成し、安全に食品を提供できるよう支援する。 ・テイクアウトや宅配等を新たに開始する事業者に対する衛生管理の普及や技術的支援について検討する。
4	食品衛生推進員制度の活用 (福祉保健局)	食品衛生推進員に対して、食品安全に関する最新の情報を提供するなどの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。	5	食品衛生推進員制度の活用 (福祉保健局)	食品衛生推進員制度を活用し、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。
5	食品衛生自治指導員制度への支援 (福祉保健局)	事業者団体が実施している自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。	6	食品衛生自治指導員制度への支援 (福祉保健局)	自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。
6	卸売市場内での安全・品質管理者の活用 (中央卸売市場)	中央卸売市場における食の安全確保に関する取組の推進者として設置した「安全・品質管理者」を活用し、危機管理対応の強化及び衛生水準の向上を図る。また、マニュアルに基づく自主的品質・衛生管理を推進する。	7	卸売市場内での安全・品質管理者の活用 (中央卸売市場)	「安全・品質管理者」を活用し危機管理対応の強化及び衛生水準の向上を図る。 マニュアルに基づく自主的品質・衛生管理を推進する。
7	農産物や家畜の安全対策の普及指導 (産業労働局)	生産者に対し、農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査による疾病情報の還元などの技術的な支援を行う。	8	農産物や家畜の安全対策の普及指導 (産業労働局)	生産者への技術的な支援を行う。
8	食品加工分野の技術に関する普及指導 (産業労働局)	事業者へ食品技術センターの開放試験室の利用や、ニーズに対応した技術開発、最新の加工技術の普及などを行い、食品安全確保のための技術水準の向上を図る。	9	食品加工分野の技術に関する普及指導 (産業労働局)	食品事業者に対する食品安全確保のための技術水準向上に向けた支援を行う。
9	事業者に対する講習会等の開催 (福祉保健局)	・輸入事業者講習会や健康食品取扱事業者講習会など、事業の内容に応じた講習会を開催し、コンプライアンスの向上や適正表示の推進、関係法令等の改正、違反事例など、事業者にとって有益な最新の情報を提供する。 ・各施設で衛生管理の核となる「食品衛生責任者」に対して衛生講習会を開催し、食中毒防止など適切な衛生管理を促進する。	10	事業者に対する講習会等の開催 (福祉保健局)	・食品衛生責任者等に対して衛生講習会を開催し、HACCPに沿った衛生管理の取組や食中毒防止など適切な衛生管理を促進する。 ・事業の内容に応じた講習会を開催し、適正表示の推進や関係法令等の改正など、事業者にとって有益な最新の情報を提供する。

現 行 計 画			次 期 計 画		
No	施策名 (所管)	概 要	No	施策名 (所管)	取組の方向性
10	家畜の病気や病害虫の発生状況の把握 (産業労働局)	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜保健衛生所において、動物用医薬品の適正な使用を通じて安全な畜産物を供給するため、家畜の病気の検査及び調査を実施する。 ・病害虫防除所において、病害虫の種類に合った農薬等の安全かつ適正な使用を指導するため、病害虫の発生状況を把握する。 	11	家畜の病気や病害虫の発生状況の把握 (産業労働局)	安全な農畜産物の供給に向けた検査及び調査、指導を実施する。
11	食中毒の発生動向及び原因調査 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・腸管出血性大腸菌0157、サルモネラ等の散発患者や無症状病原体保有者の喫食内容や行動、菌株の疫学的性状を調査・分析し、感染源の解明に活用する。 ・特別区、八王子市及び町田市との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。 	12	食中毒の発生動向及び原因調査 (福祉保健局)	腸管出血性大腸菌0157等の散発患者や無症状病原体保有者の喫食内容や行動等を調査・分析し、感染源の解明に活用するとともに、区市との連携を推進し健康被害の未然防止・拡大防止を図る。
12	食品の安全に関する先行的調査 (福祉保健局、各局)	国内外の最新情報を広く収集、整理することにより、課題を発掘し、先行的に実態調査を実施する。さらに、調査結果を必要に応じて都民へ情報提供するとともに、効果的な監視手法の検討などの施策への反映や、国への提案要求などに活用する。	13	食品の安全に関する先行的調査 (福祉保健局、各局)	国内外の最新情報を収集、整理することにより、課題を発掘し、先行的な実態調査を実施するとともに、必要に応じて調査結果を都民に情報提供するなど活用する。
13	ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査 (福祉保健局、環境局)	<p>実態調査を継続的に実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者へ情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査 ・都内に流通する農畜産物、魚介類を対象としたPCB、有機水銀、有機スズ化合物、カドミウムなどの有害化学物質の食品汚染実態調査 ・トータルダイエットスタディによる食事由来の化学物質等摂取量推計調査 	14	ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査 (福祉保健局、環境局)	実態調査を実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者へ情報提供を行う。
14	海外情報や学術情報の収集 (福祉保健局)	インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や学会における研究発表など食品の安全に関する最新の情報を収集する。	15	海外情報や学術情報の収集 (福祉保健局)	食品安全に関する最新の情報を海外情報などを含め収集する。
15	食品安全情報評価委員会による分析・評価 (福祉保健局)	食品の安全に関する情報を幅広く収集し、その情報について、理化学・微生物学等の専門家及び都民により構成される食品安全情報評価委員会が都民生活への影響を分析・評価し、その評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行う。	16	食品安全情報評価委員会による分析・評価 (福祉保健局)	食品の安全に関する情報を幅広く収集し、食品安全情報評価委員会が都民生活への影響を分析・評価し、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行う。

現 行 計 画			次 期 計 画		
No	施策名 (所管)	概 要	No	施策名 (所管)	取組の方向性
16	食品安全条例に基づく安全性調査・措置 勧告制度の活用 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> 規格基準が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施する。調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行う。 調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。 	17	食品安全条例に基づく安全性調査・措置 勧告制度の活用 (福祉保健局)	食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から、必要に応じて実施する。
17	農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査 (産業労働局)	食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るため、農薬取締法、肥料取締法、飼料安全法及び医薬品医療機器等法などの関連法令を周知し、生産資材の適正使用及びその記録と保管について指導する。	18	農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査 (産業労働局)	引き続き、生産資材の適正使用等について指導を実施する。
18	畜産物等の安全対策 (産業労働局)	<ul style="list-style-type: none"> 食品の原材料となる家畜等の生産段階において、健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施するとともに、死亡牛・起立不能牛等のBSE（牛海綿状脳症）検査、家畜個体識別、牛用飼料の抽出検査などを実施する。 養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施する。 	19	畜産物等の安全対策 (産業労働局)	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、家畜や養殖魚等の生産段階における衛生管理等の指導を実施するとともに、死亡牛等のBSE検査や飼料の抽出検査などを実施する。 豚熱は人へは感染しないが、農場内のすべての豚は淘汰されるため、飼育豚へのワクチン接種と野生イノシシへのワクチン散布により、感染防止に努める。
19	と畜場における食肉の安全確保 (福祉保健局、中央卸売市場)	<ul style="list-style-type: none"> と畜場において、食用となる牛豚等について、生きている段階から枝肉になるまでのそれぞれの段階で、と畜検査員が1頭毎に検査し、疾病を排除する。 法令で定められた月齢を超える牛や起立不能牛等を対象としたBSE検査を実施するとともに、牛肉の加工段階を含め特定危険部位の確実な除去等、適正な処理について監視指導を実施する。 衛生的なと畜解体作業により、食肉の安全確保を図る。 	20	と畜場における食肉の安全確保 (福祉保健局、中央卸売市場)	<ul style="list-style-type: none"> と畜検査を実施し疾病を排除する。 起立不能牛等を対象としたBSE検査の実施及び特定危険部位の確実な除去等の適正処理について監視指導を実施する。 HACCPに基づく衛生的なと畜解体作業により、食肉の安全確保を図る。
20	地域監視 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の営業施設・設備に対する監視指導のほか、衛生管理や表示事項等に関する監視指導を実施する。 食品に関する苦情や食中毒が疑われる事件の発生時に、原因調査を行い、必要に応じて原因施設に対する行政措置や再発予防策の指導を行う。 	21	地域監視 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の営業施設等の監視指導を実施する。 食中毒発生時の原因調査等を行い、必要に応じて行政措置や再発防止の指導を行う。

現 行 計 画			次 期 計 画		
No	施策名 (所管)	概 要	No	施策名 (所管)	取組の方向性
21	広域流通食品に対する監視 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・都内に広く流通する食品の安全を確保するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施する。 ・重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都区市が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。 ・危機管理マニュアルの作成など事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う。 	22	広域流通食品に対する監視 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域流通する食品の製造施設等の監視指導を実施する。 ・事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う。
22	輸入食品対策 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康安全研究センター内に設置されている輸入食品監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に、輸入食品の残留農薬、食品添加物、カビ毒、遺伝子組換え食品、動物用医薬品などについて監視指導を行う。 ・都内輸入事業者の自主管理を推進するため、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」等を活用し、輸入食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理についての指導を行う。 	23	輸入食品対策 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入食品の専門監視班を中心に輸入食品の残留農薬などについて検査及び監視指導を行う。 ・都内輸入事業者の自主管理を推進するため、事業者講習会を開催するなど、都内輸入事業者に対し、輸入食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理についての指導を行う。
23	「健康食品」対策 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康への悪影響を未然に防止する観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示、医薬品成分等の検査を実施する。また、インターネット広告等も定期的に調査し、法令等に基づき広告の適正化を図る。 ・医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要に応じて調査し、法に違反している場合は、販売禁止等の措置を行う。 ・都民向けパンフレット等を作成し、正しい知識の普及、危害の未然防止に努める。 ・医療機関等と連携し、「健康食品」の利用が疑われる健康被害情報の収集・分析及び医療機関への情報提供を行う。 ・新たに導入される機能性表示制度に適切に対応していく。 	24	「健康食品」対策 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・試買調査等により、表示の不備や医薬品成分等の検査を実施やインターネット広告等の定期的調査を継続して実施する。 ・指定成分等含有食品による健康被害情報や健康食品の利用が疑われる健康被害情報の収集・分析及び医療機関への情報提供を行う。 ・都民向けパンフレット等の作成、ホームページでの情報発信に加え、TwitterなどのSNSを活用し、正しい知識の普及と危害の未然防止に努める。 ・機能性表示食品制度に適切に対応していく。
24	自主回収報告制度の運用 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の自主回収情報を広く都民に公表することで、都民の協力のもと、違反食品等の迅速な回収を促進する。 ・都民及び事業者に制度の周知を図る。 	25	食品等のリコール情報の報告制度の運用 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法及び食品表示法に基づく「食品等のリコール情報の報告制度」を国と連携を図り、適切に運用する。 ・都民及び事業者に制度の周知を図る。

現 行 計 画			次 期 計 画		
No	施策名 (所管)	概 要	No	施策名 (所管)	取組の方向性
25	法令・条例に基づく 適正表示の指導 (福祉保健局、生活文化局)	関係部署が連携し、以下の各法令に基づく適正な食品表示を指導する。 ・食品表示法の施行に伴う栄養成分表示の義務化等の新しい表示基準について、周知を図る。 【食品表示に関連する主な法令】 食品表示法、健康増進法、景品表示法、計量法、米トレーサビリティ法、消費生活条例 等	26	新たな表示制度等による適正表示の推進 (福祉保健局、生活文化局)	・加工食品の原料原産地表示制度等の新しい表示基準について周知を図る。 ・関係部署が連携し、食品表示に関連する法令・条例に基づく適正な食品表示を指導するとともに適正表示を推進する人材を育成する。 ・DNA分析等の科学的な手法により検証を実施する。
26	消費生活調査員による調査 (生活文化局、福祉保健局)	・法改正による新たな表示事項や、違反状況等に基づき選定した調査項目について、消費生活調査員が、消費者の視点から、都内のスーパー等で販売されている食品の表示調査を実施する。 ・調査の結果、問題があるものについては、都が事業者を指導することにより、都民との協働による適正表示の推進を図る。	27	消費生活調査員による調査 (生活文化局、福祉保健局)	消費者の視点から、都民との協働により適正表示推進を図る。
27	食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備 (各局)	庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長（福祉保健局健康安全部長）が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討する。	28	食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備 (各局)	緊急時には必要に応じて会議を招集し、関係各局が連携した効果的な対策を検討する。
28	食品安全に関する健康危機管理体制の整備 (各局)	・健康危機管理に関する事件発生時に備え、緊急連絡網を整備するとともに、事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を強化する。 ・保健所の食品衛生監視員を中心に大規模食中毒発生時を想定した訓練を実施し、対応マニュアルの検証などにより、緊急時の対応能力を強化する。	29	食品安全に関する健康危機管理体制の充実 (各局)	・健康危機管理に関する事件発生時に備え、緊急連絡網を整備するとともに、広域連携協議会等により関係機関の連絡・連携体制を強化する。 ・大規模食中毒発生時を想定した訓練を実施し、緊急時の対応能力を強化する。
29	卸売市場内における危機管理対応 (中央卸売市場)	卸売市場における食品に関する事件・事故に際して「食品危害対策マニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応する。	30	卸売市場内における危機管理対応 (中央卸売市場)	卸売市場における食品に関する事故等に際し、「食品危害対策マニュアル」に基づき品質・衛生管理者と連携し迅速かつ的確に対応する。

現 行 計 画			次 期 計 画		
No	施策名 (所管)	概 要	No	施策名 (所管)	取組の方向性
30	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (各局)	食品の安全に関する普及啓発資料、各局のホームページ、SNS、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者提供する。	31	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (各局)	<ul style="list-style-type: none"> 様々な媒体や体験型セミナー等を通じて、食品の安全性に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者提供する。 都内産農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果を、ホームページなどを通じて発信する。
31	食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信 (各局)	都内産農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果を、ホームページなどを通じて広く提供し、食品中の放射性物質等に関する正確な認識と理解に向け、食品安全情報を世界に向けて発信する。	32	訪都・在都外国人への情報発信 (福祉保健局、各局)	ホームページ等を活用し、訪都外国人及び在都外国人従事者に対し、我が国の法制度の理解を促し、必要な調査や指導が円滑に実施できるよう、食品安全に関する情報を発信する。
32	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 (各局)	食の安全都民フォーラムなどの意見交流の場を充実し、消費者、食品関係事業者、行政担当者など多くの関係者の間で、食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、相互理解を図る。	33	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 (各局)	消費者、食品関係事業者、行政担当者など関係者間で、食品の安全に関する時節に応じたテーマについて情報や意見の交流を推進し、相互理解を図る。
33	総合的な食物アレルギー対策の推進 (福祉保健局、各局)	<ul style="list-style-type: none"> 食品を取り扱う事業者に対してアレルギー管理についての技術指導を行う。 アレルギー物質に係る検査体制を整備し、アレルギー表示等の適正化を図る。 学校・保育所等において食物アレルギーを持つ子供の日常生活管理や症状が出現した際の対応等について、関係者向けの研修の実施や、関係各局が連携して、基礎的な知識の普及などを行い、誰もが安心して生活できる環境づくりを進める。 	34	総合的な食物アレルギー対策の推進 (福祉保健局、各局)	<ul style="list-style-type: none"> 食品事業者に対してアレルギー管理についての技術指導を行う。 アレルギー物質に係る検査を実施し、アレルギー表示等の適正化を図る。 学校・保育所等において食物アレルギーを持つ子供の日常生活管理や症状が出現した際の対応等について、関係者向けの研修の実施や、基礎的な知識の普及などを行い、安心して生活できる環境づくりを進める。
34	食品の安全に関する食育の推進 (産業労働局 他)	都民向けの講座や講習会、学校教育の場、事業者との交流等を通じて、都民に食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。	35	食品の安全に関する食育の推進 (産業労働局 他)	都民に食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。
35	都民の自主的な学習に対する支援 (各局)	食品の安全に関する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。	36	都民の自主的な学習に対する支援 (各局)	都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。

現 行 計 画			次 期 計 画		
No	施策名 (所管)	概 要	No	施策名 (所管)	取組の方向性
36	食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映 (福祉保健局、生活文化局)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全審議会や消費生活対策審議会、都の各保健所における地域保健医療協議会、食品衛生推進会議等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。 ・審議の過程において、意見を聴く会やパブリックコメントなどを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。 	37	食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映 (福祉保健局、生活文化局)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会等を通じて、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。 ・審議の過程において、パブリックコメントなどを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。
37	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保 (生活文化局、各局)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活条例に基づく「申出」の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映する。 ・全庁的な広聴事業を通して、都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、その回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。 	38	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保 (生活文化局、各局)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活条例に基づく「申出」の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映する。 ・都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、回答等を通じて都民の理解と協力の推進を図る。
38	相談等への適切な対応 (各局)	保健所や消費生活総合センター等に都民から寄せられる苦情や相談等は、食品による重大な健康危害事例等を探知するための重要な情報ともなり得ることから、これら苦情や相談等を受け付けた際には、保健所等において関係機関と連携し調査を実施する。 ・調査結果を都民に分かりやすく説明するなど、適切に対応する。	39	相談等への適切な対応 (各局)	保健所等において関係機関と連携し調査を実施するとともに、都民に分かりやすく説明するなど適切に対応する。
39	食品の安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局)	食品の殺菌や保存などの技術に関する試験研究や残留農薬低減技術の検討など、食品安全に係る生産技術の開発に関する研究を推進するとともに、事業者への普及を図る。	40	食品の安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局)	食品加工技術や栽培技術等に関する試験研究を継続して行う。
40	試験検査法の開発・改良 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・検査法が確立されていない物質の検査技術の開発、検査の迅速性や精度向上を図るための試験検査法の改良などを進める。 ・試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保する。 	41	試験検査法の開発・改良 (福祉保健局)	検査法の開発や改良を実施していく。
41	食品安全に関する基礎研究の推進 (福祉保健局)	食中毒の原因となる微生物等の性状や病原性の発生機序等の研究を推進し、その成果を学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて食品の安全確保施策へ反映させる。	42	食品安全に関する基礎研究の推進 (福祉保健局)	食中毒の原因となる微生物等の研究を推進し、広く公表するとともに、必要に応じて食品の安全確保施策へ反映させる。

現 行 計 画			次 期 計 画		
No	施策名 (所管)	概 要	No	施策名 (所管)	取組の方向性
42	食品安全に係わる人材の計画的な育成 (福祉保健局、各局)	食品衛生監視員をはじめとする食品安全に係わる人材に対し、最新の知識や技術などに関する情報を付与する技術講習会、専門研修等を実施するとともに、各種研修会等への派遣を行うなど、資質の向上を図る。	43	食品安全に係わる人材の計画的な育成 (福祉保健局、各局)	・食品衛生監視員等の食品安全に係わる人材に対し専門研修等を実施する。 ・HACCPに沿った衛生管理の制度化に対応できるように資質の向上を図る。
43	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進 (福祉保健局)	・全国食品衛生主管課長連絡協議会、全国食肉衛生検査所協議会、全国市場食品衛生検査所協議会、首都圏食中毒防止連絡会などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を行う。 ・違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により、迅速・的確に対応する。	44	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進 (福祉保健局)	・広域連携協議会や全国食品衛生主管課長連絡協議会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。 ・違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により的確に対応する。
44	食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進 (福祉保健局)	保健所を設置する自治体である特別区、八王子市及び町田市と都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制を構築し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都区市一体となった取組を進める。	45	食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進 (福祉保健局)	特別区、八王子市及び町田市と都区及び都市協議に基づく連携協力体制を維持し、食品の安全確保対策について、都区市一体となった取組を進める。
45	消費生活施策に関する自治体連携 (生活文化局)	消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。	46	消費生活施策に関する自治体連携 (生活文化局)	全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。
46	国や関係機関との連携、国への提案要求 (福祉保健局)	・食品に係る違反処理等において、国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図る。 ・食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化、表示制度等について、必要に応じて国への提案要求を行う。	47	国や関係機関との連携、国への提案要求 (福祉保健局)	・国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図る。 ・必要に応じて国への提案要求を行う。